

児童等に関する各種手当制度のお知らせ

児童手当

児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。

●支給対象

0歳から15歳に達する日以降最初の3月31日まで（中学校修了前）の子を養育し、日本国内に住所を有する方に支給されます。所得制限以上の方は特例給付となります。

●支給時期

2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを支給します。

●支給額(月額)

区 分	手 当
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
中学生	10,000円
特例給付	5,000円

児童扶養手当

父親または母親のいない家庭の児童（満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。児童の心身に障がいがあるときは20歳未満）の母または父、あるいはその児童を養育している人に支給されます。また、父親または母親に一定の障がいがある場合も支給されます。（所得制限あり）

●支給額(月額) 全部支給43,160円 一部支給43,150円～10,180円（所得により異なります）

●支給時期 5月・7月・9月・11月・1月・3月にそれぞれ前月分までを支給します。

特別児童扶養手当

中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育介護されている人に支給されます。（所得制限あり）

●支給額(月額) 障がい程度 1級52,500円・2級34,970円

●支給時期 4月・8月・11月にそれぞれ前月分までを支給します。（11月は当月分を含む。）

障害児福祉手当

特別障害者手当

知的障がいまたは身体障がいがあるために、日常生活において常に介護を必要とする在宅障がい者に支給されます。なお、対象者の年齢により手当の名称が異なります。

●支給時期

2月・5月・8月・11月にそれぞれ前月分までを支給します。

●支給額(月額)

区 分	手 当
障害児福祉手当(20歳未満)	14,880円
特別障害者手当(20歳以上)	27,350円



助成事業受付中です!!

家賃助成

	新婚世帯・子育て支援家賃助成	町内就業者定住促進家賃助成
対象世帯	新婚世帯 婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯 子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯	町内の民間事業所に通年雇用されている常勤職員の方（新規採用者、町内での新規開業者を含む）で、町外から転入し賃貸住宅に居住する世帯
助成額	家賃の自己負担額（家賃－住宅手当）のうち25,000円を超えた額を助成します。 ※特例措置として高校生以下のお子さんを3人以上養育している世帯は、自己負担額のうち20,000円を超えた額を助成します。町外からの転入世帯は、12ヶ月に限り20,000円を超えた額を助成します。ただし、いずれも月額25,000円が助成上限です。	世帯の所得により家賃の自己負担額（家賃－住宅手当）が10,000円、または12,000円になるように差額を助成します。 ただし、月額25,000円が助成上限です。 <u>助成期間は5年間（60ヶ月）に限りです。</u>
対象住宅	民間賃貸住宅（アパート、戸建て借家等）、公的賃貸住宅（町営住宅等） ただし、2親等以内の親族が所有する住宅での賃貸は助成対象外です。	

家賃助成事業対象の町営住宅新規入居者は、下記の設備を町で設置できます。

設置可能設備	①灯油式給湯器（台所、洗面所、浴室用） ②石油ストーブ（居間） ③ガスレンジ ④照明器具（各室）	
その他	・設備の充実によりその分家賃が高くなりますが、家賃助成を受けることで自己負担額は低く抑えられます。 ・個人で用意したものを設置しても差し支えありません。 ・リースのガス給湯器が設置してある住宅は、給湯器以外が対象です。 ・この制度は、1回に限り利用することができます。 ・既に町営住宅等に入居している世帯は対象外です。	

引越し費用助成

対象世帯	町外から転入し3年以上定住する意思がある次の世帯 新婚世帯 婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯 子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯
助成額	新婚世帯 20万円 子育て世帯 20万円（高校生以下のお子さんが3人以上の場合は30万円） ただし、勤務先から移転料が支給される場合は、移転料を控除した額を助成します。 ※3年未満で転出した場合は、助成金を返還していただきます。
申請期限	住民票の異動日から30日以内
対象住宅	民間賃貸住宅、公的賃貸住宅、持家のほか、実家への転入も助成対象です。

このほかの要件・手続きの詳細は、下記にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111（内線94）

